

平成22年度 母子家庭等対策の実施状況

平成23年12月16日

**厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室**

目次

1. 母子家庭の生活の状況	1	トライアル雇用奨励金	32
2. 母子家庭等支援施策の体系	6	たばこ事業法の許可基準の特例	33
母子家庭の自立支援策の概要	7	母子福祉団体等への事業発注の推進	34
母子家庭及び寡婦自立促進計画	8	母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰	35
母子家庭に対する主な就業支援について	9	行政機関等における雇用促進の取組	36
3. 就業支援に関する施策等（就業相談・就職支援）	10	6. 生活支援に関する施策	37
ハローワークによる母子家庭の母の職業紹介状況	11	母子家庭等日常生活支援事業	38
マザーズハローワーク事業の概要	12	子育て短期支援事業	39
母子家庭等就業・自立支援事業	13	ひとり親家庭生活支援事業	40
母子自立支援員の配置	19	母子世帯等の住居の状況	42
母子自立支援プログラム策定事業	20	住居の安定確保	43
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）	23	母子生活支援施設	44
職業訓練メニュー	24	7. 自立を促進するための経済的支援	45
公共職業訓練の実施	25	児童扶養手当	46
自立支援教育訓練給付金事業	26	母子寡婦福祉貸付金	50
高等技能訓練促進費等事業	28	8. 養育費の確保策	53
5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大）	30	9. 各自治体における取組状況	56
特定求職者雇用開発助成金	31		

1. 母子家庭の生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世帯 世帯	その他の 世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯	
		推 計 数 (単位:千世帯)						推 計 数 (単位:千世帯)				(人)
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
17	47,043	11,580	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016	8,349	691	79	37,924	2.68
18	47,531	12,043	10,198	14,826	3,002	4,326	3,137	8,462	788	89	38,192	2.65
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
20	47,957	11,928	10,730	14,732	3,202	4,229	3,136	9,252	701	94	37,910	2.63
21	48,013	11,955	10,688	14,890	3,230	4,015	3,234	9,623	752	93	37,545	2.62
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59

※ 国民生活基礎調査による。平成7年の数字は兵庫県除く。

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689

※ 国勢調査(各年10月1日現在)による。

※ 「母子(父子)世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がいないもの)」世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位:万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1 人当たり平 均所得金額
母子世帯	262.6	197.5	9.2	3.4	40.0	12.4	97.1
児童のいる世帯	697.3	626.0	32.3	14.1	11.2	13.7	166.9
全世帯	549.6	408.1	102.3	17.3	5.5	16.4	207.3
高齢者世帯	307.9	53.2	216.2	18.2	2.5	17.7	197.9

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成22年国民生活基礎調査」

(注)所得は、平成21年1年間の所得である。

平成17年における年間就労収入の分布について

(単位:%)

	100万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	31.2 (35.1)	39.1 (36.1)	17.7 (17.0)	5.9 (6.3)	6.1 (5.5)	171万円 (162万円)
父子世帯	4.3 (6.2)	11.8 (10.9)	21.1 (22.5)	17.4 (18.6)	45.3 (41.9)	398万円 (391万円)

※全国母子世帯等調査による。

※()内の数値は、平成14年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の状況

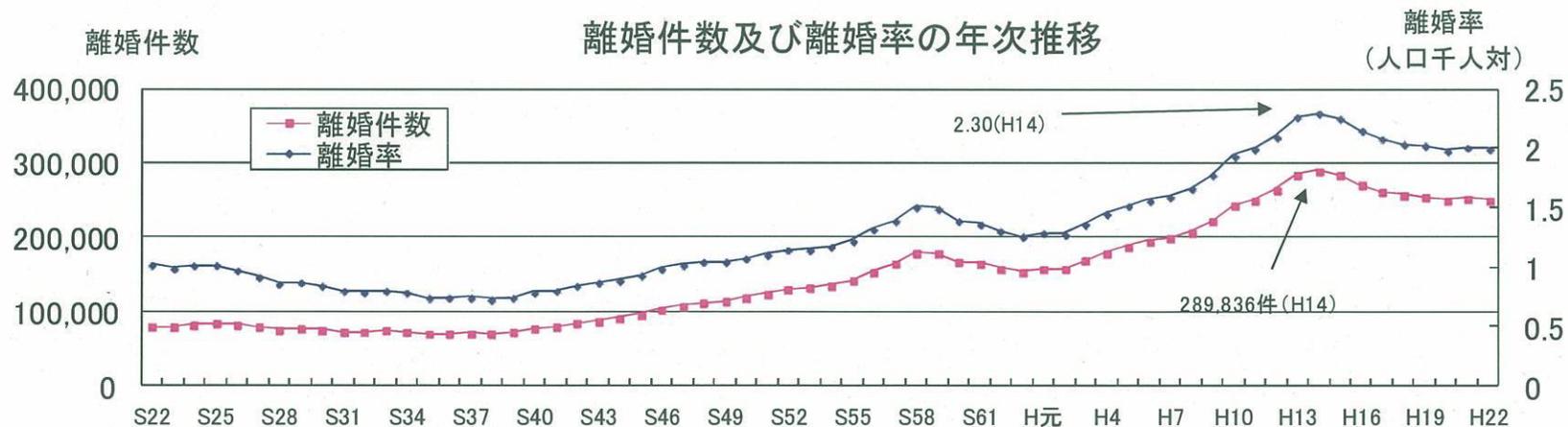
	母子家庭	父子家庭
1 世帯数(※)	76万世帯	8.9万世帯
2 就業状況	84.5%	97.5%
うち常用雇用	42.5%	72.2%
うち臨時・パート	43.6%	3.6%
3 平均年間収入	213万円	421万円

【出典】「世帯数」は、平成22年国勢調査、その他は平成18年度母子世帯等調査による。

※世帯数は、母子又は父子のみにより構成された世帯の数。

母子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯（平成22年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約120万世帯（平成18年度全国母子世帯等調査からの推計）
- 児童扶養手当受給者数は約98.6万人（平成22年3月末現在、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割。
※昭和58年では離婚約5割、死別約4割。
- 低年齢での離婚が増えていることから、約3割が20歳代で母子世帯に。
- 離婚件数は約25万1千件(平成22年)。従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
- 離婚率（人口千対）は2.01。アメリカ（3.4）、イギリス（2.37）、フランス（2.12）より低く、イタリア（0.85）、オランダ（1.96）よりは高い水準。



2. 母子家庭等支援施策の体系

母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、
「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◆個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・準備講習付き職業訓練の実施等

養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進

経済的支援

- ◎児童扶養手当の支給
- ・自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。

◆については、平成23年度予算において、父子家庭も対象に。

母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	44か所 (93.6%)	15か所 (100.0%)	24か所 (64.9%)	97か所 (12.7%)	180か所 (22.1%)
平成19年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	26か所 (74.3%)	117か所 (15.2%)	206か所 (23.8%)
平成20年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	25か所 (64.1%)	135か所 (17.5%)	222か所 (25.4%)
平成21年度	45か所 (95.7%)	18か所 (100.0%)	25か所 (61.0%)	162か所 (20.8%)	250か所 (28.3%)
平成22年度	45か所 (95.7%)	19か所 (100.0%)	26か所 (65.0%)	169か所 (21.6%)	259か所 (29.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

母子家庭に対する主な就業支援について

母子家庭の母等に対する支援(平成23年10月1日現在)

就業相談・職業紹介等

マザーズハローワーク事業 (148か所→163か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (55か所)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者の利用が見込まれるハローワークにおいて、介護分野に関心を持つ者等に対する職業情報の提供等及び必要に応じた「福祉人材コーナー」への誘導等の支援を行う。

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公共職業訓練の受講指示

就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施

- 就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施

就労意欲喚起等支援事業

- 生活保護受給者に対して、就労意欲喚起のためのカウンセリング、就職活動支援、離職防止支援等を行う。

母子自立支援プログラム策定等事業

- 個々の母子家庭等の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した委託訓練の実施
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを全国4か所で行う(東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県)
- 自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。託児サービスを併せて提供。

職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。
- 母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制を充実(研修経費、託児場所の借り上げ費用等)し、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。

在宅就業の支援

- 情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供
- 在宅就業者に対するスキルアップ支援
- 在宅就業に関する相談対応
- ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対する支援の実施

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当月10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等技能訓練促進費等事業

- 2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
 - 市町村民課税世帯141,000円
 - 非課税世帯70,500円
 - ・支給期間
 - 修学する期間の全期間

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。

母子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭等の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け
- 21年6月から貸付利率の引下げ及び連帯保証人がいない場合も貸付を可能とした。

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について、給付日数を増
- 解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数を60日分延長

再就職手当

- 早期に再就職した場合に支給する再就職手当の給付率の引上げ
給付額:基本手当日額×支給残日数×5/10または6/10

受給資格要件の緩和

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成

試行雇用(トライアル雇用)奨励金

- 母子家庭の母等をハローワークの紹介により試行雇用(3か月以内)する事業主に対して月額4万円を支給

均等待遇・正社員化推進奨励金

- パートタイム労働者・有期契約労働者を対象とした正社員への転換のための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に対して、30万円(中小企業は40万円)、制度導入後、2年以内に2人以上転換させた事業主に対して、1人につき15万円(中小企業は20万円)を支給。2人目以降の対象労働者が母子家庭の母等の場合は、1人につき25万円(中小企業は30万円)を支給(支給は10人目まで。)
- 短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上の労働者に適用した事業主に対して、30万円(中小規模事業主は40万円)、制度導入後、5年以内に2人以上の労働者に適用した事業主に対して、1人につき15万円(中小規模事業主は20万円)を支給。2人目以降の対象労働者が母子家庭の母等の場合は、1人につき25万円(中小規模事業主は30万円)を支給(支給は10人目まで。)

短時間労働者均等待遇推進助成金

- 短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出た場合に助成30万円(中小規模企業は40万円)
- 上記に加え、2人~10人目の利用者が出た場合に各15万円(中小規模企業は20万円)

両立支援助成金

- 子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた場合、事業主に支給
- 少なくとも小学校就学前(100人以下企業にあっては3歳)までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合
 - 100人以下企業 1人目70万円、2~5人目各50万円
 - 101~300人企業 1人目50万円、2~10人目各40万円
 - 301人以上企業 1人目40万円

※黒字に白抜の事項が母子家庭に係る特別対策

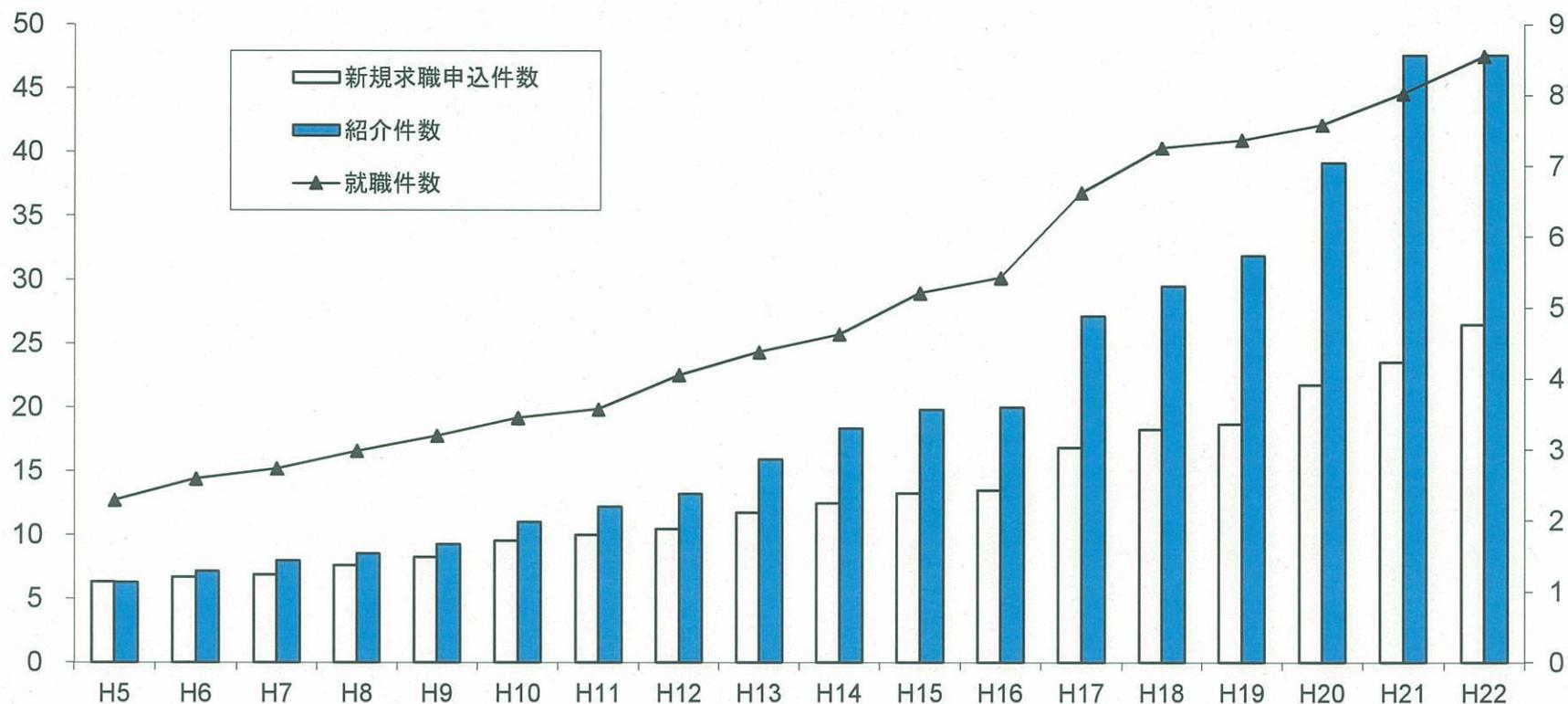
3. 就業支援に関する施策等

(就業相談・就職支援)

ハローワークによる母子家庭の母の職業紹介状況

新規求職申込・紹介件数(万件)

就職件数(万件)



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新規求職申込み件数	134,669件	168,437件	182,345件	186,569件	217,237件	235,020件	264,742件
紹介件数	200,126件	271,571件	294,611件	318,594件	391,551件	475,903件	475,566件
就職件数	54,286件	66,266件	72,604件	73,716件	75,823件	80,247件	85,480件

資料:厚生労働省職業安定局調べ

マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。
- ※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度より事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所の計115箇所)を設置。
- ・23年度においては、更に全国に5箇所を設置予定。

*平成23年度設置のマザーズコーナー5箇所を含め、168箇所を整備(設置予定含む)

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供

- ・保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新規求職申込み件数	54,844件	87,123件	130,694件	180,665件	198,481件
就職件数	13,834件	23,374件	35,263件	54,532件	63,510件
(担当者制による就職支援)	4,580件	14,744件	25,261件	39,483件	48,341件

母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

母子家庭等就業・自立支援センター事業

一般市等就業・自立支援事業

支援メニュー

就業支援事業 ★

- ・就業相談・助言の実施
 - ・企業の意識啓発・求人開拓の実施
- 等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーの開催
- ・資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業 ★

- ・求人情報の提供
 - ・電子メール相談
- 等

地域生活支援事業 ★

- ・生活支援の実施
 - ・養育費相談の実施
- 等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催
- 等

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業）の中から地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実施

★は父子家庭も対象

「就業支援事業」及び「地域生活支援事業」について、土日における開所を促進するため、開所日数に応じた加算制度を創設（平成22年度～）

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成16年度	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	13か所 (92.9%)	23か所 (62.2%)	83か所 (84.7%)
平成18年度	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	94か所 (94.9%)
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	35か所 (100.0%)	99か所 (100.0%)
平成20年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	39か所 (100%)	103か所 (100.0%)
平成21年度	47か所 (100.0%)	18か所 (100.0%)	41か所 (100%)	106か所 (100.0%)
平成22年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	40か所 (100%)	106か所 (100.0%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市における実施割合

就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供した。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行った。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成16年度	32,385件	3,251件	1,393件	1,721件	137件
平成17年度	46,422件	4,372件	1,652件	2,525件	195件
平成18年度	60,634件	4,953件	1,994件	2,792件	167件
平成19年度	69,587件	5,487件	2,560件	2,862件	65件
平成20年度	78,405件	5,718件	2,437件	3,117件	164件
平成21年度	90,614件	6,794件	2,938件	3,755件	101件
平成22年度	89,729件	5,748件	2,356件	3,233件	159件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の良質に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成19年度	13,542件	1,598件	590件	938件	70件
平成20年度	13,414件	1,679件	585件	1,047件	47件
平成21年度	13,798件	1,610件	605件	909件	96件
平成22年度	18,865件	1,481件	498件	938件	45件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行った。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成16年度	22,798件	2,099件	916件	1,089件	94件
平成17年度	29,097件	2,757件	1,105件	1,507件	145件
平成18年度	36,597件	3,283件	1,278件	1,866件	139件
平成19年度	56,739件	3,874件	1,897件	1,926件	51件
平成20年度	66,888件	4,132件	1,863件	2,189件	80件
平成21年度	76,571件	4,703件	2,055件	2,569件	79件
平成22年度	87,606件	4,187件	1,811件	2,312件	64件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子家庭等地域生活支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、外部から弁護士等の専門家を招いて特別相談事業を実施した。

また、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払履行・強制執行に関する相談や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施した。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談延べ件数総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係の相談	法律問題		子育て・生活支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	-	577件	678件	746件	263件	321件
平成16年度	3,559件	-	844件	791件	1,124件	348件	828件
平成17年度	4,102件	728件	875件	722件	931件	431件	452件
平成18年度	4,687件	954件	1,100件	781件	810件	488件	554件
平成19年度	4,493件	972件	1,222件	660件	873件	687件	397件
平成20年度	4,596件	959件	1,051件	796件	831件	872件	295件
平成21年度	4,235件	1,058件	1,161件	702件	960件	668件	446件
平成22年度	4,381件	1,187件	1,279件	643件	792件	719件	333件

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。
資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子自立支援員の配置

母子自立支援員は、就業問題なども含め母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母の自立に向けた総合的支援を行う者である。
母子自立支援員については、都道府県、市及び福祉事務所設置町村に配置されている。

母子自立支援員の配置状況

	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成16年度	363名	1,003名	1,366名
平成17年度	360名	1,025名	1,385名
平成18年度	411名	1,035名	1,446名
平成19年度	432名	1,026名	1,458名
平成20年度	444名	1,109名	1,553名
平成21年度	435名	1,122名	1,557名
平成22年度	437名	1,137名	1,574名

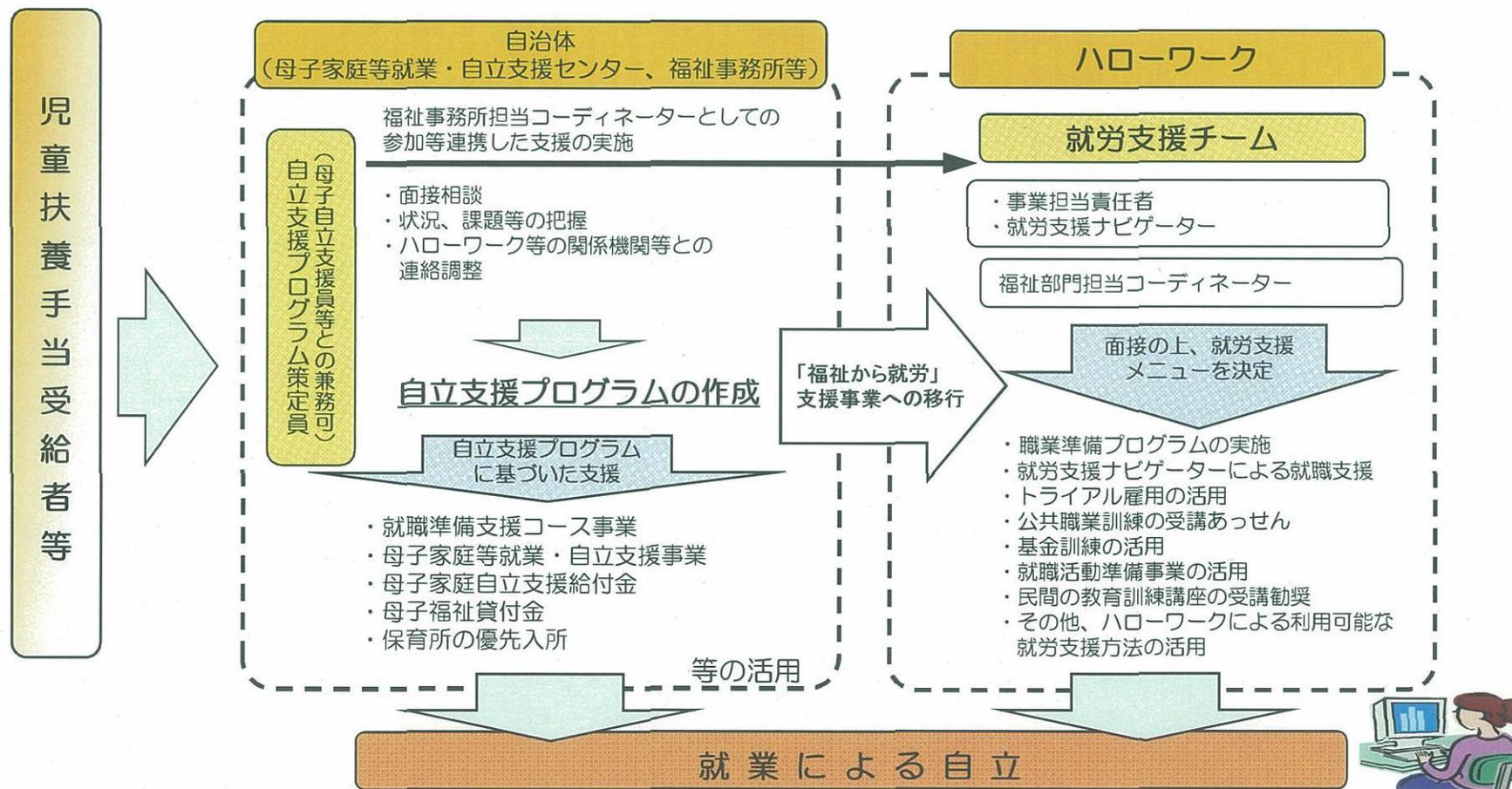
資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)各年度末現在。

母子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施している。



母子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所(57.4%)	12か所(80.0%)	14か所(37.8%)	152か所(20.0%)	205か所(23.8%)
平成19年度	40か所(85.1%)	17か所(100.0%)	29か所(82.9%)	320か所(41.7%)	406か所(46.8%)
平成20年度	42か所(89.4%)	17か所(100.0%)	34か所(87.2%)	380か所(49.4%)	473か所(54.2%)
平成21年度	42か所(89.4%)	18か所(100.0%)	35か所(85.4%)	371か所(47.7%)	466か所(52.8%)
平成22年度	42か所(89.4%)	19か所(100.0%)	35か所(87.5%)	413か所(52.9%)	509か所(57.4%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注1) 数字はか所数、()内は都道府県、市における実施割合。

(注2) 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ)。

母子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成17年度	403件	211件	75件	119件	17件
平成18年度	2,707件	1,590件	747件	788件	55件
平成19年度	5,630件	3,815件	1,602件	2,044件	169件
平成20年度	7,162件	4,851件	1,915件	2,656件	280件
平成21年度	7,677件	4,740件	1,841件	2,642件	257件
平成22年度	6,952件	4,315件	1,601件	2,178件	536件

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況(母子家庭の母分)

	①支援対象者	②支援開始者	③就職件数	④就職率 (③/①)
平成20年度	5,679	4,926	3,580	63.0%
平成21年度	6,487	5,212	3,824	58.9%
平成22年度	6,160	5,145	4,227	68.6%

資料:厚生労働省職業安定局調べ

※平成23年度からは、「福祉から就労」支援事業として実施。

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

職業訓練メニュー

母子家庭の母

訓練受講を支援する施策

働いているひと

雇用保険加入者

(加入歴3年未満の者)

雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

教育訓練給付

厚生労働大臣指定の講座修了後に受講費用の20%を支給(上限10万円)
※離職後1年以内の者も対象。

自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後に受講費用の20%を支給(上限10万円)
※働いていないひとも含む

雇用保険の基本手当

職業訓練の全期間中支給
日額: 1,864~7,890円

訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給
日額: 3,530~4,310円
※他に通所手当等あり。

職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)と通所手当(通所経路に応じた所定額)を支給
※一定の要件あり。

母子家庭の母の特別対策

高等技能訓練促進費

2年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間について生活費を支給。
月額: 141,000円
(市町村民税非課税世帯の場合)

<対象資格>

都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの
(例)看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

母子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:

月額: 141,000円
貸付期間: 5年以内
償還期限: 20年以内

技能修得資金:

月額68,000円
貸付期間: 5年以内
償還期限: 20年以内

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしてきたところ。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給件数	1,164件	1,023件	1,011件	1,021件	970件	837件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、平成15（2003）年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部（受講料の2割相当額（4千円を超える場合。上限10万円））を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に依りて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	525か所 (69.0%)	620か所 (72.1%)
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	33か所 (94.3%)	613か所 (79.8%)	710か所 (81.9%)
平成20年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	38か所 (97.4%)	672か所 (87.3%)	774か所 (88.7%)
平成21年度	47か所 (100.0%)	18か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	690か所 (88.8%)	795か所 (90.0%)
平成22年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	40か所 (100.0%)	694か所 (88.9%)	800か所 (90.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成16年度	6,001件	3,129件	2,032件
平成17年度	7,203件	4,156件	3,389件
平成18年度	6,557件	3,696件	3,229件
平成19年度	6,093件	3,148件	2,869件
平成20年度	4,891件	2,237件	1,806件
平成21年度	5,145件	2,463件	2,145件
平成22年度	4,052件	1,830件	1,537件

<就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成16年度	938件	278件	565件	95件
平成17年度	1,810件	624件	1,034件	152件
平成18年度	1,857件	749件	980件	128件
平成19年度	1,862件	674件	1,012件	176件
平成20年度	1,096件	347件	615件	134件
平成21年度	1,282件	358件	750件	174件
平成22年度	880件	315件	538件	27件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

高等技能訓練促進費等事業

看護師、介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高いこともあり、取得の促進が求められている。その一方で、これらの資格を取得するための養成機関においては、一定期間、昼間に授業を行うこととなっている場合が多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては、受講自体が難しい状況にある。

このため母子家庭の母の修学期間中の生活の不安を解消し、安定した修学環境を提供するために、平成15（2003）年度から、養成機関で2年以上修学する場合に、高等技能訓練促進費を支給する事業を実施している。

実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

なお、高等技能訓練促進費の支給期間については、平成21年2月から、それまでの「修学期間の最後の1/3の期間（上限12月）」から「修学期間の後半の1/2（上限18月）」に延長され、さらに、平成21年6月から、支給額を引き上げるとともに、平成23年度末までに修学を開始した者については、支給期間を修学期間の全期間に延長する措置を行った。

高等技能訓練促進費等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成16年度	37か所(78.7%)	5か所(38.5%)	24か所(68.6%)	186か所(26.6%)	252か所(31.8%)
平成17年度	40か所(85.1%)	11か所(78.6%)	29か所(78.4%)	265か所(33.9%)	345か所(39.2%)
平成18年度	42か所(89.4%)	14か所(93.3%)	29か所(78.4%)	376か所(49.4%)	461か所(53.6%)
平成19年度	45か所(95.7%)	17か所(100.0%)	29か所(82.9%)	455か所(59.2%)	546か所(63.0%)
平成20年度	46か所(97.9%)	17か所(100.0%)	34か所(87.2%)	552か所(71.7%)	649か所(74.3%)
平成21年度	46か所(97.9%)	18か所(100.0%)	40か所(97.6%)	618か所(79.5%)	722か所(81.8%)
平成22年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	39か所(97.5%)	670か所(85.8%)	775か所(87.4%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

高等技能訓練促進費等事業の実績

<支給実績等>

	支給件数	資格取得者件数
平成17年度	755件	709件
平成18年度	993件	873件
平成19年度	1,357件	1,264件
平成20年度	2,099件	1,544件
平成21年度	5,230件	1,590件
平成22年度	7,969件	2,114件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成16年度	379件	320件	44件	15件
平成17年度	607件	515件	69件	23件
平成18年度	768件	663件	77件	28件
平成19年度	1,071件	874件	161件	36件
平成20年度	1,291件	1,054件	182件	55件
平成21年度	1,332件	1,124件	162件	46件
平成22年度	1,714件	1,519件	177件	18件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額(平成22年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
	大企業	中小企業	
①母子家庭の母等 (短時間労働者除く)	50万円	90万円	1年
②母子家庭の母等 (短時間労働者)	30万円	60万円	1年

支給実績

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受給件数	22,171件	22,236件	22,463件	22,984件	25,576件	26,780件
受給額	58億円	58億円	59億円	61億円	74億円	98億円

試行雇用（トライアル）奨励金

母子家庭の母等は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル制度）（月額4万円（最大3ヶ月）を事業主に支給）を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
323人	327人	290人	219人	149人	154人

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第3項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成22（2010）年度において、本特例を適用して6件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
許可件数	24件	17件	6件

資料：財務省理財局調べ

母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において母子家庭の自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子福祉団体に運営委託される例が多く、平成22（2010）年度には80地方公共団体において委託されている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自治体数	35	55	58	63	65	69	74	80

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母の就業を推進するためには、母子家庭の母を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

平成21（2009）年度及び平成22（2010）年度には、母子家庭の母を相当数雇用している企業として、次の企業を表彰した。

<平成21年度（7社）>

- ・有限会社 すこやか（東京都）
- ・株式会社 ヨシケイ滋賀（滋賀県）
- ・社会福祉法人 瑞祥（愛知県）
- ・オーケーズデリカ株式会社（三重県）
- ・医療法人 恒生堂 永田整形外科病院（福岡県）
- ・医療法人社団 天翠会 松井病院（福岡県）
- ・社会福祉法人聖隷福祉事業団 奄美佳南園（鹿児島県）

<平成22年度（11社）>

- ・株式会社秋田温泉さとみ さとみ温泉りらくす倶楽部（秋田県）
- ・株式会社 モテギ（埼玉県）
- ・我孫子東邦病院（千葉県）
- ・財団法人 天誠会（東京都）
- ・株式会社 あそび学園（静岡県）
- ・有限会社 アージュインターナショナル（愛知県）
- ・有限会社 ケーワイケー介護サービス（大阪府）
- ・医療法人社団 伸萌会（香川県）
- ・有限会社ケアリング（福岡県）
- ・麻生介護サービス株式会社（福岡県）
- ・有限会社 バリアフリーLife（佐賀県）

行政機関等における雇用促進の取組

平成15（2003）年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16(2004)年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請してきた。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国の機関	44名	32名	26名	47名	59名	57名	39名
1日8時間週5日勤務	10名	4名	2名	8名	18名	30名	22名
上記に満たない者	34名	28名	24名	39名	41名	27名	17名
地方公共団体及び関係団体	179名	202名	219名	358名	432名	390名	329名
1日8時間週5日勤務	42名	46名	48名	97名	143名	155名	135名
上記に満たない者	137名	156名	171名	261名	289名	235名	194名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

6. 生活支援に関する施策

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施した。

母子家庭等日常生活支援事業の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定都市	17か所 (100.0%)	17か所 (94.4%)	18か所 (94.7%)
中核市	27か所 (69.2%)	26か所 (63.4%)	26か所 (65.0%)
一般市・町村	1,004か所 (57.6%)	956か所 (55.5%)	941か所 (55.5%)
合計	1,048か所 (58.2%)	999か所 (55.5%)	985か所 (56.1%)

母子家庭等日常生活支援事業の実績

区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	母子家庭・ 寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・ 寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・ 寡婦	父子家庭	合計
実件数	3,884件	282件	4,166件	4,523件	297件	4,820件	5,143件	465件	5,608件
延べ件数	29,673件	6,850件	36,523件	42,004件	10,077件	52,081件	34,315件	7,495件	41,810件

子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施した。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施か所数	355か所	364か所	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	626か所

※ 平成22年度については交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施か所数	107か所	134か所	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	339か所

※ 平成22年度については交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施した。

(1)ひとり親家庭相談支援事業

ひとり親家庭は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

(2)生活支援講習会等事業

ひとり親家庭が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(3)児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(4)ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

ひとり親家庭生活支援事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成20年度	10か所 (58.8%)	15か所 (38.5%)	739か所 (42.4%)	764か所 (42.2%)
平成21年度	11か所 (61.1%)	16か所 (39.0%)	755か所 (43.2%)	783か所 (43.3%)
平成22年度	13か所 (68.4%)	15か所 (37.5%)	770か所 (45.4%)	798か所 (45.4%)

ひとり親家庭生活支援事業の実績

	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭相談支援事業	—	—	—	—	—	—	9,056件	136件	9,192件
健康支援事業	609件	0件	609件	595件	0件	595件	—	—	—
土日・夜間電話相談事業	3,892件	31件	3,923件	3,532件	25件	3,557件	—	—	—
生活支援講習会等事業	14,943件	40件	14,983件	13,020件	64件	13,084件	14,646件	206件	14,852件
児童訪問援助事業	804件	209件	1,013件	981件	95件	1,076件	867件	87件	954件
ひとり親家庭情報交換事業	443回			503回			441回		

平成22年度より健康支援事業、土日・夜間電話相談事業をひとり親家庭相談支援事業に組み替え

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

総数	持ち家	借家総数			同居	その他
		公営住宅	公社・公団住宅	借家		
1,517 (100.0%)	527 (34.7%)	227 (15.0%)	41 (2.7%)	461 (30.4%)	120 (7.9%)	141 (9.3%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年度)
 ※全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外 の建物に居 住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
			49,804.4 (100.0%)	49,598.3 (99.6%)	30,316.1 (61.1%)	2,088.9 (4.2%)		

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出展：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成20(2008)年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

(2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅において、子育て世帯(妊娠している方又は満20歳未満の子と同居していて、かつ扶養している方を含む世帯)等に対し、新規募集(抽選)における倍率優遇、空家募集(先着順)における優先申込期間の設定等の措置を行っている。

(3) 民間賃貸住宅

国においては、居住支援協議会の活用により、地方公共団体による子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援に取り組んでいる。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、平成19(2007)年度より、子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅として登録された住宅について、高齢者居住支援センターにおいて滞納家賃の債務保証等を実施しているところである。

(4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設

施設数及び入所世帯数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設数	287施設	285施設	297施設	287施設	278施設	272施設
入所世帯数	4,297世帯	4,108世帯	3,948世帯	4,071世帯	4,028世帯	4,002世帯

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各年度末）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

（単位：世帯）

入所理由	総数	入所理由					
		夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成16年度	2,569 (100.0%)	1,219 (47.5%)	506 (19.7%)	483 (18.8%)	166 (6.5%)	111 (4.3%)	84 (3.3%)
平成17年度	2,585 (100.0%)	1,258 (48.7%)	552 (21.4%)	443 (17.1%)	169 (6.5%)	75 (2.9%)	88 (3.4%)
平成18年度	2,589 (100.0%)	1,350 (52.1%)	484 (18.7%)	446 (17.2%)	164 (6.3%)	76 (2.9%)	69 (2.7%)
平成19年度	2,337 (100.0%)	1,272 (54.4%)	392 (16.8%)	360 (15.4%)	194 (8.3%)	65 (2.8%)	54 (2.3%)
平成20年度	2,144 (100.0%)	1,095 (51.0%)	431 (20.1%)	357 (16.7%)	161 (7.5%)	66 (3.1%)	34 (1.6%)
平成21年度	2,269 (100.0%)	1,227 (54.1%)	411 (18.1%)	363 (16.0%)	159 (7.0%)	66 (2.9%)	43 (1.9%)
平成22年度	2,353 (100.0%)	1,263 (53.7%)	454 (19.3%)	347 (14.7%)	159 (6.8%)	79 (3.4%)	51 (2.1%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

7. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 予算額 1,767.4億円（23年度予算・国庫負担分）

4. 手当の支給主体及び費用負担

・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）

支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3

〔 ・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者）〔平成22年3月末 302人〕 〕

支給主体……国 ※費用負担……国 10/10

5. 手当額（月額）

・児童1人の場合 全部支給：41,550円 一部支給：41,540円から9,810円まで

・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

6. 所得制限限度額（収入ベース）

・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円

・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

7. 一部支給停止措置(平成20年4月から)

・受給資格者(養育者を除く)

支給開始月の初日から起算して5年(支給事由発生から7年)を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられないという例外的な場合に限り、手当の1/2を支給停止する。

ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

児童扶養手当受給者の推移

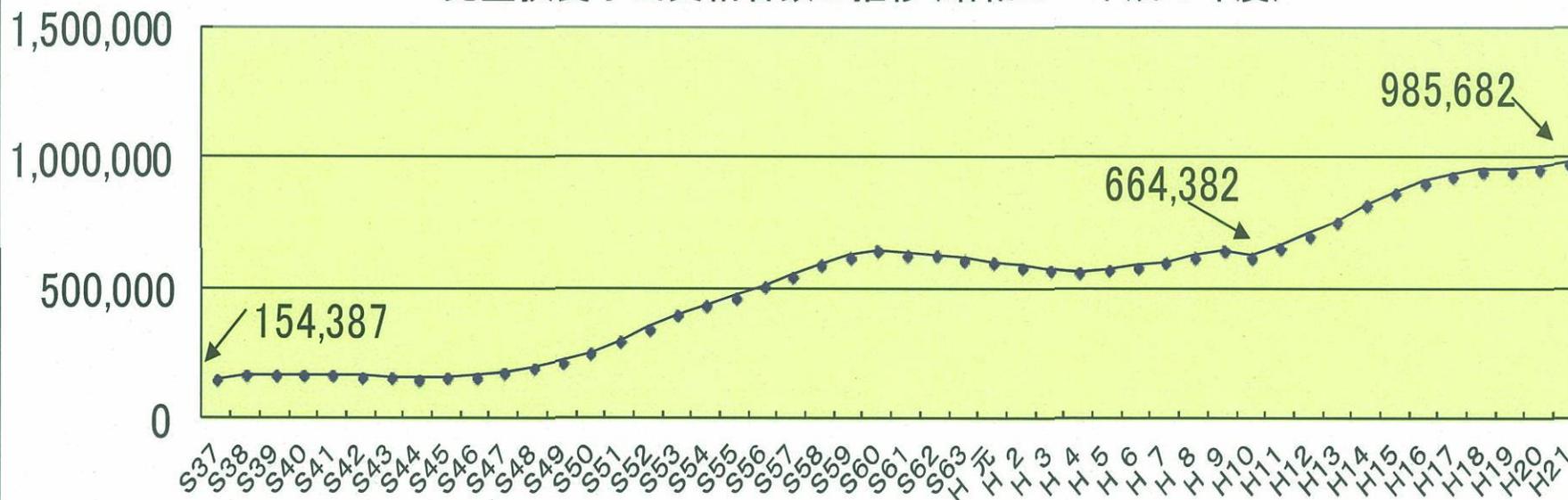
○ 平成22年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による 遺棄世帯	その他の世帯 (養育者等)
	離婚	その他					
985,682 (100.0%)	860,472 (87.3%)	1,469 (0.1%)	8,521 (0.9%)	81,860 (8.3%)	2,617 (0.3%)	4,013 (0.4%)	26,730 (2.7%)

○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成11年度末は664,382人、平成21年度末は985,682人となっている。

○平成21年度末において、全部支給者は565,488人(57.4%)、一部支給者は420,194人(42.6%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成21年度)



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

児童扶養手当受給者の状況

(単位：人)

	総数	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
		母子世帯 総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が 障害者 世帯	父による 遺棄世帯	父子世帯 総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	母が 障害者 世帯	母による 遺棄世帯		
			離婚	その他						離婚	その他						
平成21年 10月	1 008 399	—	882 903	1 518	9 069	81 455	2 672	4 328	—	—	—	—	—	—	—	—	26 454
11月	1 015 767	—	889 180	1 512	9 126	82 078	2 689	4 327	—	—	—	—	—	—	—	—	26 855
12月	1 019 781	—	892 730	1 513	9 192	82 268	2 706	4 309	—	—	—	—	—	—	—	—	27 063
平成22年 1月	1 024 937	—	897 408	1 506	9 257	82 491	2 718	4 324	—	—	—	—	—	—	—	—	27 233
2月	1 031 424	—	903 184	1 494	9 338	82 864	2 736	4 331	—	—	—	—	—	—	—	—	27 477
3月	985 682	—	860 472	1 469	8 521	81 860	2 617	4 013	—	—	—	—	—	—	—	—	26 730
4月	990 269	—	864 727	1 481	8 544	82 144	2 619	4 014	—	—	—	—	—	—	—	—	26 740
5月	997 774	—	871 508	1 483	8 591	82 585	2 635	4 046	—	—	—	—	—	—	—	—	26 926
6月	1 005 466	—	878 213	1 493	8 668	83 108	2 644	4 070	—	—	—	—	—	—	—	—	27 270
7月	1 013 401	—	885 314	1 495	8 732	83 590	2 661	4 080	—	—	—	—	—	—	—	—	27 529
8月	1 028 620	992 255	891 087	1 716	8 799	84 030	2 654	3 969	8 332	7 407	11	785	58	40	31	28 033	
9月	1 046 161	999 230	897 359	1 735	8 894	84 674	2 663	3 905	18 331	16 275	2	1 785	123	82	64	28 600	
10月	1 064 615	1 006 196	903 727	1 666	8 945	85 319	2 666	3 873	29 184	25 935	17	2 781	226	126	99	29 235	
11月	1 090 648	1 014 571	911 204	1 622	9 029	86 163	2 697	3 856	46 014	40 951	27	4 314	369	196	157	30 063	
12月	1 101 730	1 018 708	915 028	1 611	9 102	86 435	2 696	3 836	52 720	46 840	29	4 994	424	240	193	30 302	
平成23年 1月	1 096 719	1 012 263	909 175	1 594	9 096	85 883	2 685	3 830	54 220	48 052	23	5 243	436	265	201	30 236	
2月	1 104 357	1 017 992	914 418	1 581	9 163	86 334	2 686	3 810	55 883	49 519	30	5 390	461	274	209	30 482	
3月	1 055 181	969 973	868 709	1 514	8 362	85 292	2 550	3 546	55 389	49 118	19	5 299	458	281	214	29 819	
4月	1 041 045	956 890	856 737	1 525	8 242	84 306	2 597	3 483	54 971	48 727	20	5 247	450	308	219	29 184	
5月	1 049 641	964 034	863 254	1 526	8 292	84 709	2 752	3 501	56 157	49 659	21	5 346	473	432	226	29 450	
6月	1 058 110	971 139	869 639	1 518	8 358	85 174	2 936	3 514	57 244	50 507	27	5 449	473	556	232	29 727	
7月	1 066 179	977 980	875 624	1 496	8 447	85 718	3 190	3 505	58 331	51 347	25	5 573	494	659	233	29 868	
8月	1 080 298	990 681	886 589	1 517	8 576	87 015	3 438	3 546	59 415	52 191	21	5 729	502	733	239	30 202	

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各月末現在）

注：1）平成23年3月分までは確定値

注：2）平成22年7月分までは障害者世帯及び遺棄世帯に母以外の者が養育している世帯を含む。

注：3）平成22年8月分より父子家庭の父を支給対象とした。

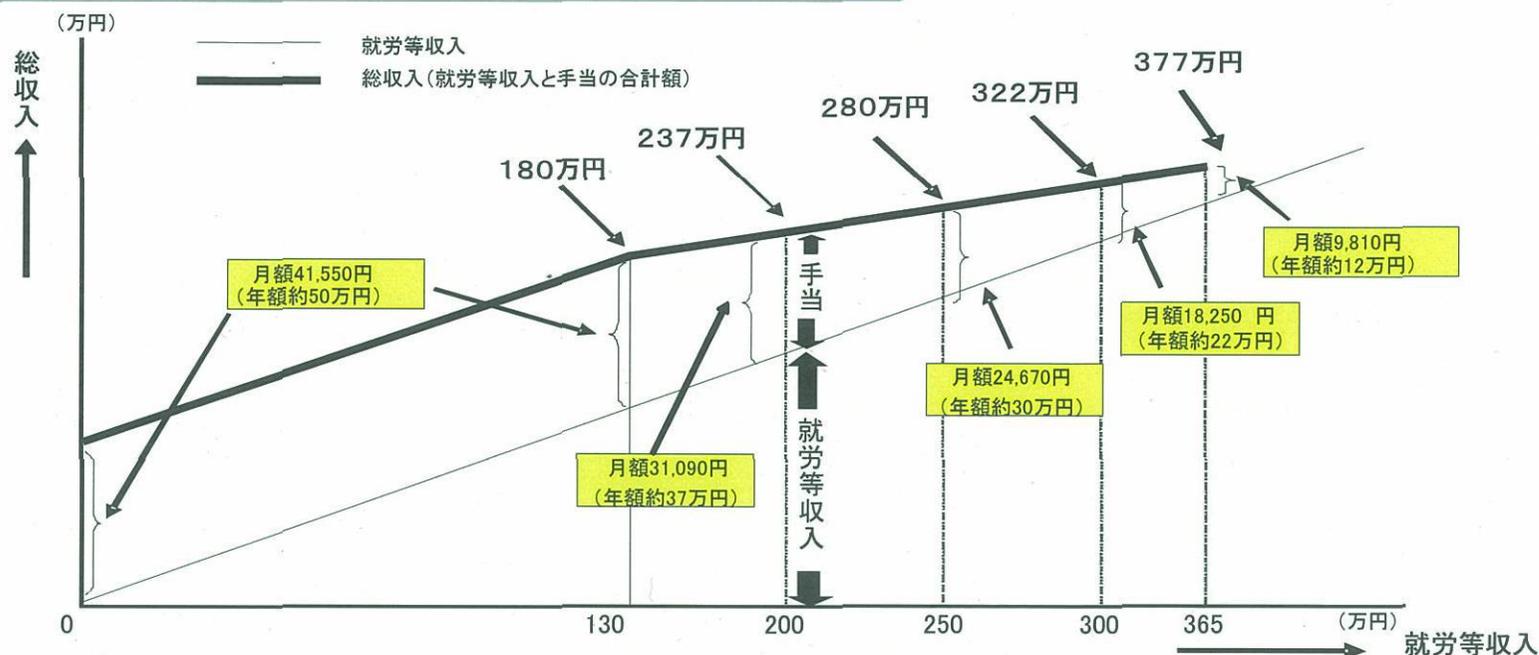
注：4）東日本大震災の影響により、以下を除いて集計した数値を掲載している。

- ・平成23年1月分～3月分は郡山市及びいわき市以外の福島県
- ・平成23年4月分～7月分は盛岡市以外の岩手県、郡山市及びいわき市以外の福島県、仙台市
- ・平成23年8月分は盛岡市以外の岩手県、郡山市及びいわき市以外の福島県

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成23年度 手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92 万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円 (130 万円)	230万円 (365 万円)
2人	95万円 (171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円 (227.1万円)	306万円 (460 万円)
4人	171万円 (281.4万円)	344万円 (507.5万円)
5人	209万円 (335.7万円)	382万円 (555 万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉貸付金の概要

目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金
・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利 子:貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法:貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成22年度)

- ・母子福祉貸付金 23,957百万円(49,779件)
- ・寡婦福祉貸付金 790百万円(1,327件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

8. 養育費の確保策

養育費相談支援センターについて

目指すべき方向

- 養育費の取り決め率の増
- 養育費の受給率の増



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《養育費の相談支援のスキーム》



養育費相談支援センター

(委託先: (社) 家庭問題情報センター)

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供 → HPへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援 (困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

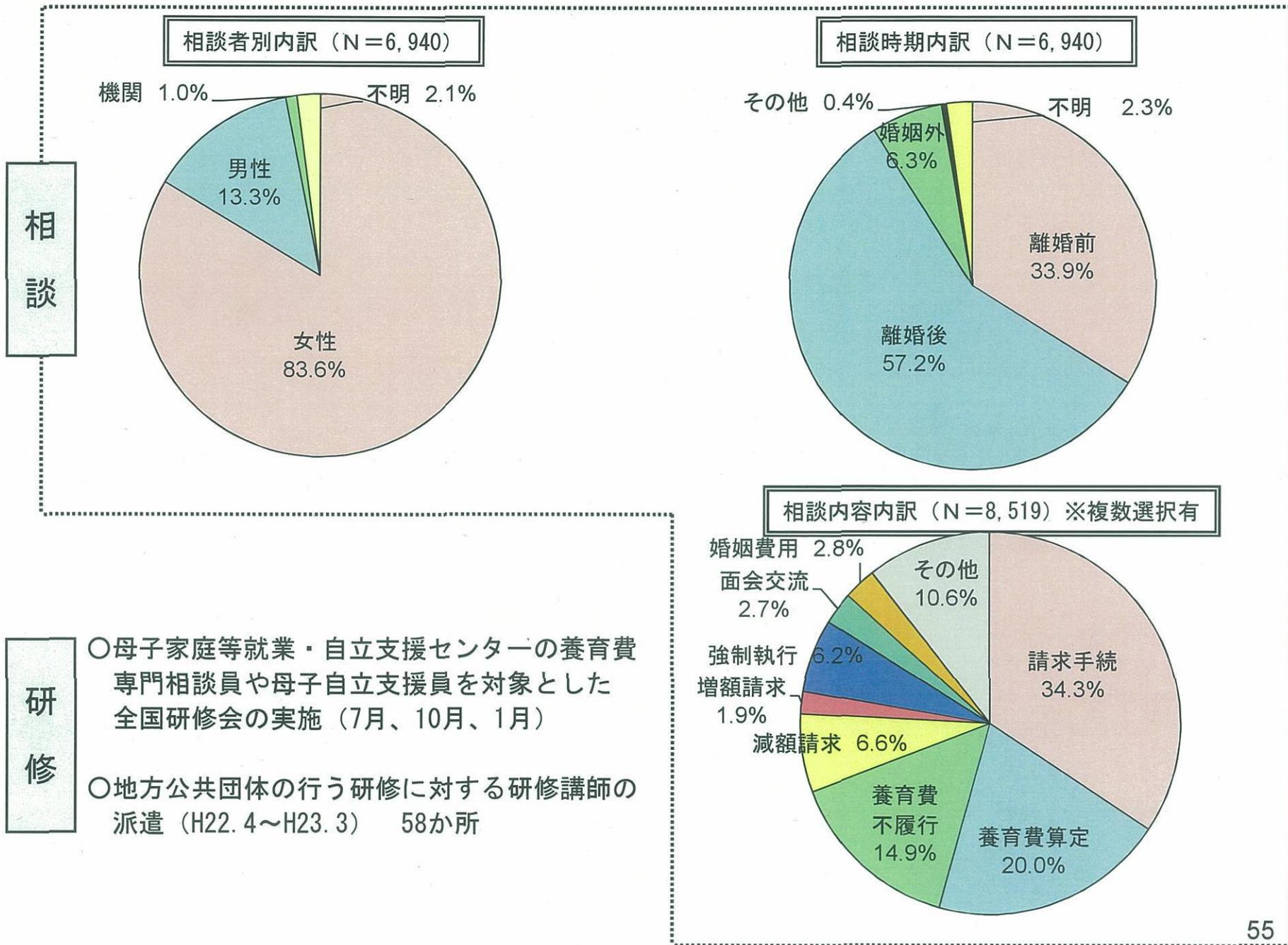
・研修
・サポート

・困難事例
の相談

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

養育費相談支援センターにおける相談実績等 (H22.4~H23.3)



9. 各自治体における取組状況

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成22年度実績)

		都道府県						市等								
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎			札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、釧路市、石狩市、帯広市(7/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市(3/32)	札幌市、旭川市、函館市、岩見沢市、美瑛市、滝川市、砂川市、深川市、虻川市、赤平市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、名寄市、士別市、網走市、北見市、帯広市、釧路市、小樽市、名寄市、根室市(28/35)	札幌市、旭川市、函館市、岩見沢市、滝川市、砂川市、深川市、虻川市、赤平市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、富良野市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、小樽市、名寄市(26/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、名寄市、(北斗市、北見市、釧路市、七飯町、東川町、東神楽町、鷹栖町、美瑛町、在住者分は道の事業対象に含め実施)(8/35)	札幌市、旭川市、函館市、赤平市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、室蘭市、知内町、富良野市、名寄市、北見市、帯広市(15/179)	札幌市、美瑛市(2/179)
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市(1/1)	(0/9)	青森市、弘前市、八戸市、むつ市(4/10)	(0/10)	青森市、弘前市(2/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		盛岡市、大船渡市、釜石市(3/13)	盛岡市(1/1)	(0/12)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市(13/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市(13/13)	盛岡市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/35)
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市、石巻市、塩竈市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市(10/13)	仙台市、石巻市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市(12/13)	仙台市(1/13)	仙台市、名取市、塩竈市(3/35)	仙台市(仙台市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(35/35)
	5 秋田県	○ (2次計画策定中)	◎	◎	◎	◎			秋田市、大館市、にかほ市(3/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、北秋田市、仙北市(8/13)	秋田市、大館市、由利本荘市、潟上市(4/13)	秋田市(1/13)	大館市、潟上市、大仙市、にかほ市、仙北市(5/25)	5858588

		都道府県						市等								
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
関東ブロック	11 埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、日高市、吉川市(36/40)	さいたま市、川越市(2/2)	(0/38)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市(40/40)	さいたま市、川越市、行田市、所沢市、狭山市、越谷市、新座市、鶴ヶ島市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市(5/64)	さいたま市、川越市、熊谷市(県の事業対象は全市町村)(64/64)	
	12 千葉県	◎	◎	◎	◎	◎		千葉市、船橋市、柏市、松戸市、野田市、四街道市(6/36)	千葉市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市(2/33)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、茂原市、佐倉市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、南房総市、香取市、山武市(28/36)	千葉市、船橋市、柏市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、香取市、山武市(22/36)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、野田市、流山市、浦安市(7/36)	千葉市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/56)	千葉市、野田市(2/56)	

		都道府県						市等								
		母子家庭等就学・自立支援センター事業	母子家庭等就学・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
関東ブロック	13 東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、杉並区、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市(11/49)	-	小金井市(1/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	港区、中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、西東京市(38/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(46/62)	府中市、三鷹市、国立市(左記の市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(62/62)	
	14 神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市(町村在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/33)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)	

	都道府県							市等									
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					
中部ブロック	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、燕市、村上市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、十日町市(11/20)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、燕市、南魚沼市、新発田市、村上市(9/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(31/31)	(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(30/31)	
	16	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	-	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韭崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市(8/13)	甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、南アルプス市、北杜市、上野原市(6/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	(0/27)	
	17	長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(15/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市(16/19)	小諸市(1/19)	松本市、上田市、須坂市、伊那市、茅野市、塩尻市(6/77)	(県の事業対象に含め実施)(77/77)
	18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、焼津市、牧之原市(4/23)	静岡市、浜松市、袋井市、湖西市(市以外在住者は県の事業対象として実施)(16/35)	静岡市、湖西市(市以外在住者は県の事業対象として実施)(14/35)

		都道府県							市等							
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
				自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
中部ブロック	19 富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(県の事業対象に含め実施) (15/15)	(県の事業対象に含め実施) (15/15)
	20 石川県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	金沢市、小松市、かほく市(3/10)	金沢市(1/1)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、能美市(5/10)	金沢市、小松市、白山市、能美市、野々市町、中能登町(6/19)	金沢市、小松市、白山市(左記の市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (19/19)
	21 福井県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	鯖江市、越前市(2/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施) (9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、越前市、坂井市、南越前町(8/17)	(県の事業対象に含め実施) (17/17)
	22 岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎			(0/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(20/21)	(県の事業対象に含め実施) (21/21)	大垣市、本巣市、下呂市(3/42)	岐阜市、可児市(2/42)

	都道府県							市等								
	母子家庭等自立促進計画	母子家庭等自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		
			自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進費事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業					
中部ブロック	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、東海市、大府市、知多市、日進市、清須市、北名古屋市、田原市、常滑市(18/37)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/33)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市(37/37)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市(35/37)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、知多市、岩倉市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(14/37)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、大山市、常滑市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、長久手町、美浜町、(30/57)	岡崎市、西尾市、知多市、瀬戸市、春日井市、安城市、蒲郡市、犬山市、清須市、長久手町(10/57)
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	亀山市、志摩市、伊賀市、名張市(4/14)	-	(0/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市(14/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松坂市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市(14/14)	四日市市、鈴鹿市、津市、名張市(4/14)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(29/29)	(0/29)
近畿ブロック	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大津市、彦根市、近江八幡市、湖南市(4/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野洲市、湖南市(3/13)	大津市(大津市以外の市等の在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	甲賀市、東近江市、日野町(3/19)

	都道府県							市 等						
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
			自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進事業				母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			
近畿ブロック	26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	都道府県								市 等							
	母子家庭等 自立支援センター 事業	母子家庭等 自立支援センター 事業	自立支援給 付金事業		母子自 立支援 プログラム策 定等事 業	母子家 庭等日 常生活 支援事 業	ひとり親 家庭生 活支援 事業	母子家庭及び寡 婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援 プログラム策定 等事業	母子家庭等日 常生活支援事 業	ひとり親家庭生 活支援事業	
			自立支援 教育訓練 給付金事 業	高等技 能訓練 促進事 業					母子家 庭等就 業・自 立支援 センター 事業	一般市等 就業・自 立支援 事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進 費事業				
近畿ブロック	28	兵庫県	○	○	○	○	○	○	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市、尼崎市(西宮市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(4/4)	0/25	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、丹波市(13/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、丹波市(39/41)	西宮市(左記の市、神戸市、姫路市及び尼崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(38/41)	
	29	奈良県	○	○	○	○	○	○	桜井市、御所市、葛城市(3/13)	奈良市(1/1)	0/12	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市(13/13)	奈良市、河合町、下市町(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	河合町(1/39)	
	30	和歌山県	○	○	○	○	○	○	和歌山市、有田市、橋本市、紀の川市、御坊市(5/9)	和歌山市(1/1)	0/8	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市、有田市(4/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)
中国ブロック	31	鳥取県	○	○	○	○	○	○	倉吉市(1/7)	-	0/7	鳥取市、倉吉市(2/7)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/7)	(県の事業対象に含め実施)(7/7)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	0/19

		都道府県							市等								
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
中国ブロック	32	島根県	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎ (県内の全市町村が実施)	◎	◎	◎	松江市、益田市、東出雲町、隠岐の島町(4/21)	-	(0/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(21/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、飯南町、斐川町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(21/21)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	岡山市、倉敷市(2/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	浅口市(1/16)	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市、玉野市(7/18)	岡山市、倉敷市、津山市、瀬戸内市、玉野市、備前市、美作市(7/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、美作市、(8/18)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/27)	(0/27)	
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、大崎上島町(9/22)	広島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市、海田町(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)	
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下関市、長門市(2/13)	下関市(1/1)	(0/12)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山陽小野田市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)	

	都道府県								市等							
	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
			自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
四国ブロック	36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/8)	-	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施) (24/24)	(県の事業対象に含め実施) (24/24)
	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (16/17)	(0/17)
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、西予市(8/11)	松山市(1/1)	大洲市(1/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施) (20/20)	松山市(1/20)
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(10/11)	高知市(高知市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施) (11/11)	(0/34)
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	福岡市、北九州市、宗像市、筑紫野市(4/28)	福岡市、北九州市、久留米市(3/3)	(0/25)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(26/28)	福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、福岡市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、那珂川町、篠栗町、志免町、声屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町(22/60)	福岡市、豊前市(2/60)

	都道府県								市等							
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
			自立支援教育訓練給付事業	高等技能訓練促進費事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
九州ブロック	46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿児島市、日置市、阿久根市(3/21)	鹿児島市(1/1)	(0/20)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、指宿市、薩摩川内市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、始良市、阿久根市、出水市、日置市、奄美市、南九州市、伊佐市、長島町(18/21)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、長島町(18/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(21/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(43/43)	鹿児島市(1/43)	
	47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市(4/11)	—	那覇市、浦添市(2/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、南城市(8/11)	那覇市、沖縄市(2/11)	(一部の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/41)	(一部の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/41)	
都道府県合計	継続して実施(◎)	45	47	47	47	42	29	24	平成22年度実施状況							
	平成23年度中に実施(○)	2	0	0	0	0	0	0	214/840(25.5%)	59/59(100%)	20/781(2.6%)	753/840(89.6%)	728/840(86.7%)	467/840(55.6%)	985/1756(56.1%)	798/1756(45.4%)
	実施予定なし	0	0	0	0	6	18	23								

<都道府県を含む実施状況>

平成22年度実施状況								
母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
	259/887(29.2%)	106/106(100%)	20/781(2.6%)	800/887(90.2%)	775/887(87.4%)	509/887(57.4%)	1014/1803(56.2%)	822/1803(45.6%)